

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 質屋営業法第3条第1項第11号（許可の基準） 第7条（保管設備） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第4条第1項、第2項、第2条第5項 （営業所移転の許可申請）
審査基準： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会で定める基準を満たしているときに許可する。
標準処理期間： 25日
申請先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110） 営業所を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：